

介護福祉士制度の見直しについて (見直しの方向)

I	求められる介護福祉士像	1
	○介護福祉士制度施行後の高齢者介護・障害者福祉 を取り巻く状況の変化	2
	○求められる介護福祉士像	3
	○履修科目・教育内容の抜本的見直し	4
	○教育カリキュラムの見直しについて	5
	○介護福祉士の役割について	7
II	介護福祉士の養成の在り方	9
	○資格取得方法の見直しに係る基本的考え方	10
	○養成施設ルートの見直し	13
	○実務経験ルートの見直し	14
	○福祉系高校ルートの見直し	16
	○実技試験の取扱いの見直し	20

○介護福祉士の資格取得方法の見直しの全体像	23
○その他の事項の見直し	24
○実施時期の考え方	27
○今回の見直しの後の将来の検討	28

Ⅲ 資格取得後の生涯を通じた能力開発とキャリアアップ 及び魅力と働きがいのある職場づくり	29
○介護の担い手の人材確保について	30
○資格取得後の生涯を通じた能力開発と キャリアアップ	31
○魅力と働きがいのある職場づくり	32

I 求められる介護福祉士像

介護福祉士制度施行後の高齢者介護・障害者福祉を取り巻く状況の変化

○ 介護保険制度

→ 新しいサービスに対応できるケアモデルの構築が進められる。

(個室・ユニットケアの特別養護老人ホーム、認知症高齢者に対応した小規模・多機能型介護サービス拠点等)

○ 障害者支援費制度・障害者自立支援法

→ 地域生活支援、就労支援といった側面をより一層重視した障害者ケアが求められる。

○ 総人口が減少し、労働力人口も減少が見込まれる中で、少子高齢化が急速に進展し、今後とも介護サービスニーズは増大

・ 2015年には「団塊の世代」がすべて65歳以上

・ 2025年には75歳以上の後期高齢者が約1千万人から約2千万人に倍増

○ 障害者に対するサービスにおいても、障害者支援費制度の施行以降、利用者が急増

介護福祉士の資質の確保・向上が課題

介護の担い手の量的確保が課題

【基本的視点】 専門資格としての介護福祉士の養成の在り方の側面と、介護の担い手の人材確保の側面とを如何に調和させていくか。

求められる介護福祉士像

(「介護福祉士のあり方及びその養成プロセスの見直し等に関する検討会」報告書(2006年7月5日)より)

[これからの介護福祉士の人材養成における目標]

- ① 尊厳を支えるケアの実践
- ② 現場で必要とされる実践的能力
- ③ 自立支援を重視し、これからの介護ニーズ、政策にも対応できる
- ④ 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能力
- ⑤ 心理的・社会的支援の重視
- ⑥ 予防からリハビリテーション、看取りまで、利用者の状態の変化に対応できる
- ⑦ 他職種協働によるチームケア
- ⑧ 一人でも基本的な対応ができる
- ⑨ 「個別ケア」の実践
- ⑩ 利用者・家族、チームに対するコミュニケーション能力や的確な記録・記述力
- ⑪ 関連領域の基本的な理解
- ⑫ 高い倫理性の保持

履修科目・教育内容の抜本的見直し

「尊厳を支えるケア」の実現

〔資格取得後〕

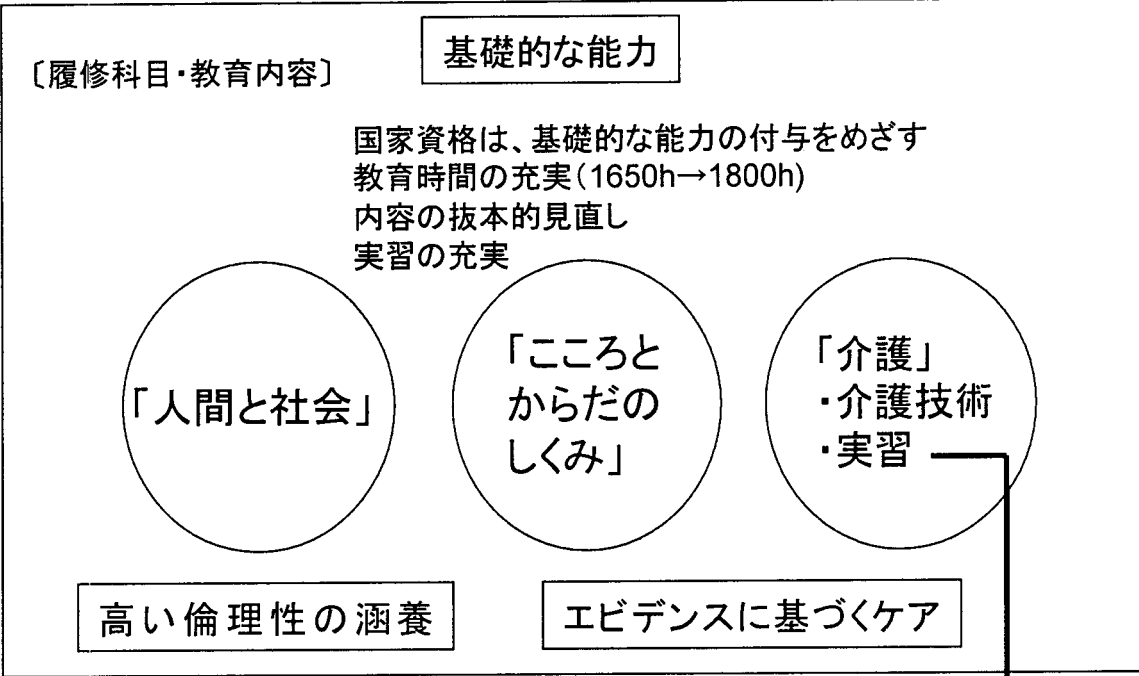
- 生涯を通じた能力開発
- ・OJT
- ・研修システム
- ・より専門的な資格の導入

利用者本位

- ・選択・自己決定
- ・説明責任

多職種協働によるチームケア

- ・コミュニケーション能力
- ・関連領域の理解
- ・適切な記録



これからの介護ニーズ 政策の方向

- ・施設中心→地域・在宅重視
- ・心理的・社会的ケアの充実
- ・予防からリハビリテーション、看取りまで
- ・「個別ケア」
- ・一人でも基本的な対応ができる

養成校の基準の見直し 教員資格の見直し

介護の現場を踏まえた実践的教育

- ・「情報収集→アセスメント→介護計画→実施→評価」の介護過程に対応
- ・小規模・多機能、地域密着、居住系サービス、ユニットケア等の新しい方向に対応

実習のあり方の見直し

- ・養成施設と実習施設の関係
- ・実習施設の要件
- ・実習指導者の養成 等

教育カリキュラムの見直しについて

検討状況

- 介護福祉士養成課程における教育内容等の見直しについては、平成18年7月の検討会報告書を踏まえ、厚生労働省を事務局とする作業チームが設置され、検討が行われている。
- 作業チームにおいて、まず養成施設2年課程に係る時間数(1,800時間)及びその具体的な教育内容の骨子を検討。これを基準として以下の課程に係る時間数及びその具体的な教育内容についても検討。
(参考:作業チームの「中間まとめ」における新カリキュラム案)
 - ・ 福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒1年課程、保育士養成施設等卒1年課程
 - ・ 実務経験ルートに新たに賦課される養成課程

今後の検討の進め方

作業チームにおいて、引き続き具体的な教育内容について検討を深めるほか、教員要件、施設設備基準、実習施設の要件、実習指導者の要件、既修得科目の認定等についても検討を行う。

また、作業チームにおいて国家試験の在り方についても問題提起があったことを踏まえ、教育カリキュラムの見直しの内容を踏まえつつ検討を行っていく。

[参考] 作業チームの「中間まとめ」における新カリキュラム案

新) 2年養成課程 1800

	科目	時間数
人間の理解	人間の尊厳と自立	30以上
	人間関係とコミュニケーション	30以上
	小計	60以上
社会と社会理解	生活と福祉	15以上
	社会保障制度総論	15以上
	介護保険制度と障害者自立支援制度	15以上
	介護実践に関連する諸制度	15以上
	小計	60以上
※上記必修科目のほか、選択科目		
小計		240
介護技術	介護概論	180
	コミュニケーション技術	60
	生活援助技術	300
	介護過程	150
	介護総合演習	120
実習	介護実習	450
	小計	1260
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	60
	こころとからだのしくみ	120
	小計	300
合計		1800

新) 福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒 1,080

	科目	時間数
人間の理解		
	小計	
社会と社会理解		
	介護保険制度と障害者自立支援制度	15
	小計	15
小計		90
介護技術	介護概論	90
	コミュニケーション技術	30
	生活援助技術	300
	介護過程	60
	介護総合演習	90
実習	介護実習	360
	小計	930
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	30
	認知症の理解	30
	障害の理解	30
	こころとからだのしくみ	60
	小計	150
合計		1080

新) 保育士養成施設等卒 1155

	科目	時間数
人間の理解		
	小計	
社会と社会理解		
	介護保険制度と障害者自立支援制度	15
	小計	15
小計		120
介護技術	介護概論	120
	コミュニケーション技術	30
	生活援助技術	300
	介護過程	60
	介護総合演習	60
実習	介護実習	360
	小計	930
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	60
	認知症の理解	60
	障害の理解	30
	こころとからだのしくみ	60
	小計	210
合計		1155

新) 養成課程 6ヶ月 600

	科目	時間数
人間の理解	人間の尊厳と自立	15
	人間関係とコミュニケーション	15
	小計	30
社会と社会理解	生活と福祉	
	社会保障制度総論	
	介護保険制度と障害者自立支援制度	30
	介護実践に関連する諸制度	
	小計	30
小計		60
介護技術	介護概論	90
	コミュニケーション技術	30
	生活援助技術	90
	介護過程	120
実習		
	小計	330
こころとからだのしくみ	発達と老化の理解	30
	認知症の理解	30
	障害の理解	30
	こころとからだのしくみ	120
	小計	210
合計		600

(参考) 介護職員基礎研修 500

	科目	時間数
人間の理解	生活支援の理念と介護における尊厳の理解	30
	小計	
社会と社会理解	生活と福祉	
	社会保障制度総論	
	介護保険制度と障害者自立支援制度	30
	介護実践に関連する諸制度	
	小計	30
小計		60
介護技術	介護職員倫理と職務	30
	介護におけるコミュニケーションと介護技術	90
	介護における社会福祉援助技術	30
	生活支援と家事援助技術	30
	生活支援のためのアセスメント計画	30
小計		210
実習	介護実習	140
	小計	140
小計		140
こころとからだのしくみ	認知症の理解	30
	老人、障害者等の疾病、障害に関する理解	30
	医療及び看護を提供する者との連携	30
	小計	90
	合計	500

福祉系大学・社会福祉士養成施設等卒業ルート
保育士養成施設卒業ルート

実務経験ルート

介護福祉士の役割について

現 行

- 介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。
- 業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

課 題

- 「入浴、排せつ、食事」の身体介護が例示されているが、心理的・社会的支援の側面も強調されてきているのではないか。
- 医療関係者だけでなく福祉関係者との連携も求められているのではないか。

見直しの方向

- 介護福祉士の定義規定・義務規定の点検を行い、上記の趣旨が反映されるよう、例えば、介護福祉士が実際に介護を行うに当たって求められる役割・責務について、新たに規定を創設すること等を検討する。

[参考] 「社会福祉士及び介護福祉士法」上の 定義規定及び義務規定

<定義規定>

※「社会福祉士及び介護福祉士法」(昭和62年法律第30号)より

(定義)

第二条 この法律において「介護福祉士」とは、第四十二条第一項の登録を受け、介護福祉士の名称を用いて、専門的知識及び技術をもつて、身体上若しくは精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことを業とする者をいう。

<義務規定>

(信用失墜行為の禁止)

第四十五条 社会福祉士又は介護福祉士は、社会福祉士又は介護福祉士の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

(秘密保持義務)

第四十六条 社会福祉士又は介護福祉士は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。
社会福祉士又は介護福祉士でなくなった後においても、同様とする。

(連携)

第四十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たっては、医師その他の医療関係者との連携を保たなければならない。

(名称の使用制限)

第四十八条 社会福祉士でない者は、社会福祉士という名称を使用してはならない。

2 介護福祉士でない者は、介護福祉士という名称を使用してはならない。

※参考:「社会福祉士及び介護福祉士法施行規則」(昭和62年厚生省令第49号)より

(連携)

第二十七条 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに際し、医療が必要となった場合の医師を、あらかじめ、確認しなければならない。

2 社会福祉士及び介護福祉士は、その業務を行うに当たり、医師その他の医療関係者の関与が必要となった場合には、医師その他の医療関係者に連絡しなければならない。